

パキスタンにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8	投資受入機関の問題	日商	(1) BOIの会社登録許可の遅れ	<p>パキスタンでSTEPローンによるコンサルタント契約をNHA(National Highway Authority)と締結することに伴い、会社登録(連絡事務所)を行ったが、その許可までに4ヶ月以上掛かった。BOI(Bureau of Investment)のパンフレットには20日で許可すると書かれているが、そのような記述は虚偽であると言わざるを得ない。以上は昨年にも述べた。その後、NHAと契約したので、連絡事務所から支店登録に切り替える手続きをしているが、一ヶ月経ってもまだ許可されていない。在パキスタン大使館にてBOIに度々申し入れているが、なかなか改善されない。</p>	<p>・BOIは、パンフレットに記載された許可期間を遵守すべき。</p>	
9	輸出入規制・関税・通関規制	JEITA	(1) 高関税	<p>・高関税のため、密輸品が横行しており、ビジネス拡大の阻害要因となっている。例えばカラーTV(CRT)の場合、関税25%(液晶35%)、売上税16%、Advance Income Tax(※)6%でトータル47%となる。                  ※Advance Income Tax : 所得税をきちんと納めない企業が多いため、輸入時点に見なして先に6%徴収する、Income Taxというものだが、実際はほぼ関税と同じ扱いとなっている。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年1月、南アジア自由貿易協定(SAFTA)が発効し、パキスタンは加盟している。</li> <li>・2006年11月、パキスタンは中国とFTAに署名し、2009年2月にFTA サービス貿易協定に署名した。</li> <li>・2007年11月8日、パキスタンとマレーシアは、段階的関税撤廃・削減を盛り込んだ緊密化経済連携協定(MPCEPA)を締結し、2008年1月1日発効した。</li> <li>・売上税は、輸入価額に関税を賦課した全額を課税標準とし、一律16%賦課される。</li> </ul>	<p>・関税、売上税、Advance Income Taxの引き下げを要望する。</p>	<p>・関税法別表 Schedule 1</p>
	日機輸	(2)	輸入関税課税の不透明	<p>・パキスタン関税制度は、全般的に複雑で、広範な官僚的裁量権があり、透明性に極めて欠けている。行政決定は、暫定的な税の停止命令となる特別規則命令に基づき一般規則から免税及び情報を頻繁に供与していることから、同一製品に対して異なる税率が適用されるケースがある。</p> <p>・代理店経由での販売・サービスを実施するのが弊社商品の業界での一般的な流通形態だが、パキスタンにおいては、国家プロジェクトに従事する顧客(大手顧客)が、弊社商品(アフターセールス補給部品を含む)を、自らが輸入者となって輸入する場合には、輸入関税・売上税が免税となる場合が多い。ところが、弊社同国代理店が輸入者となった場合には、免税とはならない。還付制度もない。このため、代理店は、自社が輸入者となって輸入することに対し全く関心を持たず、製品在庫・補給部品の在庫もほとんど持たない。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準(ITP)を導入して、課税標準に決定している。従価税の課税標準としては、外国特許、商標、工業意匠の使用料を含む Normal value (CIF、C&amp;F 価格に相当)となっている。</li> <li>・商品によっては、関税法 Schedule 1 に定める固定税に加えて、regulatory duty が賦課される。</li> <li>・輸入関税として、特定品目には固定税率(0~35%)に調整税率(固定税率の50%又は課税標準の100%以内)が付加される。</li> </ul>	<p>・商品の性格(アフターセールスサービスにおける即時対応の必要性)から、代理店が自社在庫を持てるよう、このような特殊用途の場合の輸入者免税制度を柔軟に運用できるよう見直し改善を是非実現願いたい。</p> <p>・代理店が免税特典を持つ顧客に対し、在庫から販売した場合にも、輸入関税・売上税が簡便に還付されるようにして欲しい。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>・2005年6月12日、パキスタン・スリランカ FTA が発効。現在、中国、シンガポール、マレーシア、タイやインドネシア、バングラデシュなどとも締結交渉を進めている。</p> <p>・パキスタンには密輸や過少申告で流入した安価な中国製の電化製品、時計、玩具、自転車、靴・履物などの軽工業製品が市場に溢れている。</p> <p>・パキスタンの輸出品には、通常の基本関税に加えて、特定の品目には調整関税や追加関税、特別関税が適用される。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・1998年12月のIMF/世銀政策枠組みペーパーにより、政府は1999年3月末までに最高輸入関税を45%から35%に、2000年6月末までに最高輸入関税を25~35%に引き下げることを約束した。そして、1999年3月31日、関税法が改正され、一般関税率が最高35%に定められた。</p> <p>・2000年2月、BOIは、2004年MFA執行に備えて、繊維などの競争力強化を目的として機械類の輸入関税を15%に引き下げ、原材料、IT関連部品を0~5%に引き下げた。</p>			
	日鉄連	(3)	反ダンピング措置	<p>・2009年9月4日、日本、米国、ベルギー、ロシア、ウクライナからの熱延鋼板類(幅600mm以上、厚さ2mm~12mm)を対象にAD調査が開始された。しかしながら2010年12月現在、未だパキスタン政府による裁定結果が出されていない。</p>	<p>・調査の中止・裁定結果の早期公告。</p>	<p>・パキスタン国家関税委員会公告 (<a href="http://www.ntc.gov.pk/tes.asp">http://www.ntc.gov.pk/tes.asp</a>)</p>	
	JEITA	(4)	密輸の横行	<p>・高い関税等の賦課のため、密輸品が横行している。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・パキスタンには密輸や過少申告で流入した安価な中国製の電化製品、時計、玩具、自転車、靴・履物などの軽工業製品が市場に溢れている。</p>			
	日商	(5)	一貫性のない不合理な通商措置の適用	<p>・合理的な理由なしに中古車輸入許可基準を緩和したり、鉄鋼製品に関する理不尽なアンチダンピング提訴等、全てにおいて通商政策に一貫性がない。</p>	<p>・問題点に関し、まともな議論が出来る土壌がなく、全てにおいて泣き寝入りせざるを得ない国情である。話し合いの場を持てば良いという次元ではなく、腐敗した行政が変わらなければ、改善は望めない。</p>		
11	利益回収	日商	(1)	支払遅延	<p>・請求書の提出後60日以内に支払うという条項があるにもかかわらず、2010年9月初旬に提出された請求書が、2010年12月9日現在、まだ支払われていない。これまでの当方の手紙による催促に対して何の返答もない。当該プロジェクトは、日本政府のSTEPローンである。施主はNHA(National Highway Authority)である。</p>	<p>・JICAの細かな監視と支払いの速やかなる実行に対する催促が望まれる。</p>	
12	為替管理	日商	(1)	為替予約の中断	<p>・2008年7月より輸入取引における為替予約が一時的に中断された状態が続いている。(2営業日後渡しの取引までしか認められていない。)実態運用としては輸入取引に関らず、パキスタンルピー売り、外貨買の先物予約取引は全面的に禁止されており、顧客の為替ヘッジニーズに応えることができない。</p>	<p>・一時的な措置が2年以上継続しており、いち早く外国為替取引の制限の撤廃をお願いしたい。</p>	<p>・パキスタン外国為替法 2008年7月8日付 中銀通達 FE Circular No.08 of 2008</p>
13	金融	日商	(1)	与信限度	<p>・中銀による大口融資規制によって、一社当り与信限度は資本金の30%以内(貸付限度は20%以内)に制限されている。上限を超える場合は都度中銀よりの個別承認が必要。資本金の大きい地場銀行との比較では外銀は不利。</p>	<p>・当該規制の撤廃、上限緩和、あるいは算出方法の変更(外銀に対しては銀行本体の自己資本比率を算出時に勘案する等)をお願いしたい。</p>	
		日商	(2)	外貨預金残高制限	<p>・中銀による規制によって、銀行が預かること出来る外貨預金残高は地場通貨ルピー建預金の20%以内に制限されている(各四半期の末残高によって翌四半期の外貨預金残高の上限が決める)。今後、ODA関連のプロジェクト口座の開設が見込まれることから、外貨預金の受け入れが出来ない事態も想定される。</p>	<p>・外貨預金残高規制の撤廃、上限撤廃、あるいはプロジェクト口座は除外するとの例外規定を認めて頂きたい。</p>	<p>・中銀規則</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日商	(3)	貸出対比預金比率規制	・2008年10月に新たに導入された中銀通達により、貸出対比預金比率を70%以下に制限された(2009年3月31日より適用)。多店舗展開していない外銀は、広く預金を集めることが出来ず、貸出を伸ばすことが出来ない。	・貸出対比預金比率の撤廃をお願いしたい。	・2008年10月17日付中銀通達 BSD Circular No.27 及び 2008年10月26日付同通達 BSD Circular No.28	
	日商	(4)	資本金の用途制限	・持ち込み資本金が使用できない。パキスタン国内の銀行は資本金を原則としてパキスタン中銀(State Bank of Pakistan)に無利息で預けるか もしくはパキスタン国債を購入して中銀に担保差入れしなければならないというように同資金が拘束されているため、資本金を顧客向けの貸出に使用することはできない。	・資本金相当の資金について 民間銀行が自由に使用できるよう制度の改善をお願いしたい。	・パキスタン銀行法第13条 (別添資料あり)	
14	日商	(1)	税制の不明瞭・不公正	・従来から合意している税金計算方法を突然過去に遡って見直すとの話が出てきたり、納税証明を発行するために、多額の支払いを求められたりする等、不明瞭且つ不公正な税制が、企業の進出意欲を減少させている。	・恣意的判断が入る余地のない、透明性の高い税制及びシステムの構築。但し、この問題は国の政治体質に直結する問題であり、根本的政治体質の改善なしには実効性はないと考える。	・パキスタン税法	
				(対応) ・2010年4月、販売税に代わり、商品の販売・輸入に際して、一律15%課税される VAT 法案が国民議会に提出された。免除措置が販売税71項目であったものが6項目に削減される。			
	日商	(2)	租税条約の義務履行不徹底	・2008年11月に締結された日本・パキスタン税務協定が徹底されていない。 「Convention between the Islamic Republic of Pakistan and Japan for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with Respect to Taxes on Income」の Article 15 Independent Personal Services の第1項によると、183日以内の滞在者には税金がかからない、という条項に基づき、個人名で銀行口座を開設した。この口座はプロジェクトを契約するまでの仮の口座で、東京から送金してもらう必要があつて開設したものである。しかしながら、銀行は、税務署からの指示ということで、Rs. 25,000(日本円27,000相当)以上を口座から引き出すときには Withholding Tax と称して0.3%を課税すると主張し、当方からの日本・パキスタン税務協定の説明を聞き入れずに口座から課税分を引き出した。尚、現在は在イスラマバード日本大使館の協力を得て銀行と Withholding Tax を返還するように交渉するところである。それで解決しない場合は日本国大使館より税務当局に審問することになっている。	・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、現地の銀行に対して十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。	・日本・パキスタン税務協定第15条第1項	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1)	非効率的な会社登録の手続	・パキスタンで建設コンサルタント業務を National Highway Authority と契約するに当たり、入金のための銀行口座を開かなくてはならないので、そのために会社登録を行うことになった。担当機関である、Board of Investment(BOI)の指示する通りに書類を作成して提出した。BOI のパンフレットによると、登録申請後20日で許可が出るということになっているが、3カ月近く経過しても BOI からの許可が下りない。当方からの質問に対する返答として、Board Meeting が開かれていないので審議できない、とのことであった。	・BOI のパンフレットには20日で登録が済むようなことを書いてあるので、その通りにしてもらいたい。会社登録が承認されないために会社名義の銀行口座が開けず個人名での口座しか開けなかった。その口座も上記にて述べたような状況である。	・BOI のパンフレット

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26 その他	日商  日商	(1)	生活インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ(水、電気の供給)が不安定。カラチでは、停電が日常茶飯事のように発生し、また一部の地域では、配給タンクから水を購入する必要がある。</li> <li>電力、水、交通などの基本的なインフラ未整備。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JETRO が行った 2008 年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査によると、パキスタンの生産面での問題点の第 1 位(69.2%)に電力不足が挙げられている。</li> <li>日バ経済関係調整委員会や各種セミナーによると、カラチ近郊(ピン・カシム工業用地)にパキスタン政府による日本企業を対象にした経済特区(JSEZ)構想があることを明らかにした。法人税の一定期間免除、土地取得費用の負担免除、生活インフラの充実などを計画している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府財政基盤の強化(支出の点検)。</li> <li>税制度の確立(納税者の捕捉・拡大)。</li> </ul>	
	日機輸	(2)	エネルギー対策不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー政策に対する政府の中長期的指針が全く無いため電力の慢性的不足状態が継続している。エネルギー問題から来る循環債務問題は極めてクリティカルで、これにガス不足問題も加わり、パキスタン全土が BLACK OUT するという状況も決して起こり得ない事ではない状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資検討の大前提としてパキ政府の明確な問題解決への指針、ロードマップが求められる。また、日本政府としてもこの問題解決への積極的な関与、協力が必要と考える。</li> </ul>	
	日商  日商  日商	(3)	治安問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>不安定な政治社会構造とテロリスクを含む治安の悪化。</li> <li>治安及び政情不安の問題は、パキスタンのカントリーリスクの大きな部分を占めており、この解決なくして、積極的な投資、進出は難しい。</li> <li>テロ及び一般犯罪防止策に改善が見られない。テロ対策は、かなり難しい課題であると認識しているが、一般犯罪は、やる気次第で改善出来ると思う。汚職まみれの警察組織が機能しておらず、経済活動を行う上で、負担となっている。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き 2006 年もバローチスターン州やアフガニスタンとの国境を接する連邦政府直轄部族地域で政府軍とテロ等の武装勢力との間で紛争が続いている。カシミール問題の改善には、印パ間で進捗が見られなかった。</li> <li>2007 年 7 月、「赤いモスク」立てこもり事件以降、広範囲でタリバーンの活動が活発化している。</li> <li>2007 年 10 月、ムシャラク大統領は、国会の間接選挙で再選を果たしたが、陸軍参謀長を兼務したままの立候補に対して、違憲であるとして提訴がなされた。</li> <li>2007 年 11 月 3 日、ムシャラク大統領は、パキスタン全土に非常事態宣言を発令した。</li> <li>2007 年 12 月 27 日、ベナジル・ブットー PPP 議長が暗殺された。</li> <li>新政府は 2008 年夏以降、パキスタン・タリバーン運動(TTP)等に対する軍事作戦を強化した。その報復として都市部を含む各地でテロ事件が増加しており、2008 年 9 月、首都イスラマバード最大級のホテルで自爆テロが発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パキスタン経済発展の戦略的な計画立案。</li> <li>封建制が残存する社会構造の変革。</li> <li>農地改革。</li> <li>教育制度の抜本的な改革。</li> <li>宗教、米国、インド等関係諸国との過去からの経緯等が複雑に絡んでおり、根本的解決は容易ではないが、良きリーダーのリーダーシップ発揮が求められている。</li> </ul>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> <li>•2008年11月、IMFは、パキスタンに対する総額76億ドル、23カ月間のスタンドバイクレジット融資に合意し、2009年8月、32億ドルの追加融資を決定した。</li> <li>•ムシャラフ大統領の辞任の後、2008年9月、パキスタン人民党(PPP)総裁のアシフ・アリ・ザルダリ氏が大統領に就任した。</li> <li>•2009年3月、解任判事の復権問題は、法曹長とPML-Nによるデモ行進(ロングマーチ)などにより、解任判事全員の復帰を以て結着した。</li> <li>•2009年4月17日、パキスタンの経済と治安の安定を図るパキスタン支援会合が東京で開催され、IMFと31カ国が参加し、2年間総額50億ドル超の支援声明が得られた。</li> <li>•2009年4月、北西辺境州(NWFP)とタリバーンとの停戦合意が破られた後は、国軍の軍事作戦に対する報復テロが起こっている。</li> </ul>		